

第1 中国における植物新品種保護制度の概要

1 沿革

中国は、1997年10月に「植物品種保護条例」を制定し、植物新品種保護制度を創設して、1999年4月に「植物の新品種の保護に関する国際条約」1978年条約（以下「UPOV78年条約」という。）に加入した。

その後、徐々に保護対象植物を追加し、農産物については、2016年4月の第10回の公表（45植物を追加）によると、現在計138属・種となり、林産物については第6回の公表によると、現在計206属・種となっている。

また、2015年11月4日に全国人民代表大会常務委員会が「種子法」を改正し、2016年1月1日から施行された。植物新品種保護制度については、それまで「植物新品種保護条例」に規定されていたところ、上記の「種子法」の改正により、「種子法」（種子法に基づく条例）に規定されることになり、法令上の位置付けが格上げされ、育成者権の侵害行為に対する罰則が大幅に強化されるなどしている。

2 中国の植物新品種保護制度の概要

(1) 概要

中国は、UPOV78年条約の加入にとどまっているため、中国の植物新品種保護制度においては、「植物の新品種の保護に関する国際条約」1991年条約（以下「UPOV91年条約」という。）に加入する日本と異なり、保護対象植物が限定され、育成者権の保護の水準は低い。

育成者権の存続期間は、登録の日から15年、果樹や樹木の場合には20年とされ（日本においては、品種登録の日から25年、永年性植物の場合には30年）、また、育成者権の効力は加工品には及ばず、自家増殖も制限されていない。

もっとも、「種子法」の改正により植物新品種保護制度の法令上の位置付けが格上げされるとともに、①育成者権の侵害に対する罰則の大幅な強化・損害賠償金の大幅な増額、②県レベル及びそれ以上の農業行政主管部門には育成者権侵害への行政上の救済に関する責任の明確化により、育成者権の強化が図られている。

さらに、現在、育成者権の効力を従属品種や加工品にまで及ぼすこと、自家増殖の制限を含めた「植物新品種保護条例」の改正を検討中であり、UPOV91年条約の加入も目指しているとのことであるので、今後の中国の植物新品種保護制度の発展が期待される。

(2) 関係法令

中国の植物品種保護制度に関する法令は、以下のとおりである。

I 「種子法」（全国人民代表大会常務委員会）…2016年1月1日施行

II 「植物新品種保護条例」(国務院)

(農業部)

III 「農業植物新品種保護条例実施細則」(農業部)

※ 他に「植物新品種再審委員会審査規定」、「農業植物新品種権侵害事件処理規程」、「農業植物品種命名規定」が存在する。

(林業局)

IV 「林業植物新品種保護条例実施細則」(林業局)

(最高人民法院)

※ 「植物新品種紛争案件処理の諸問題に関する解釈」

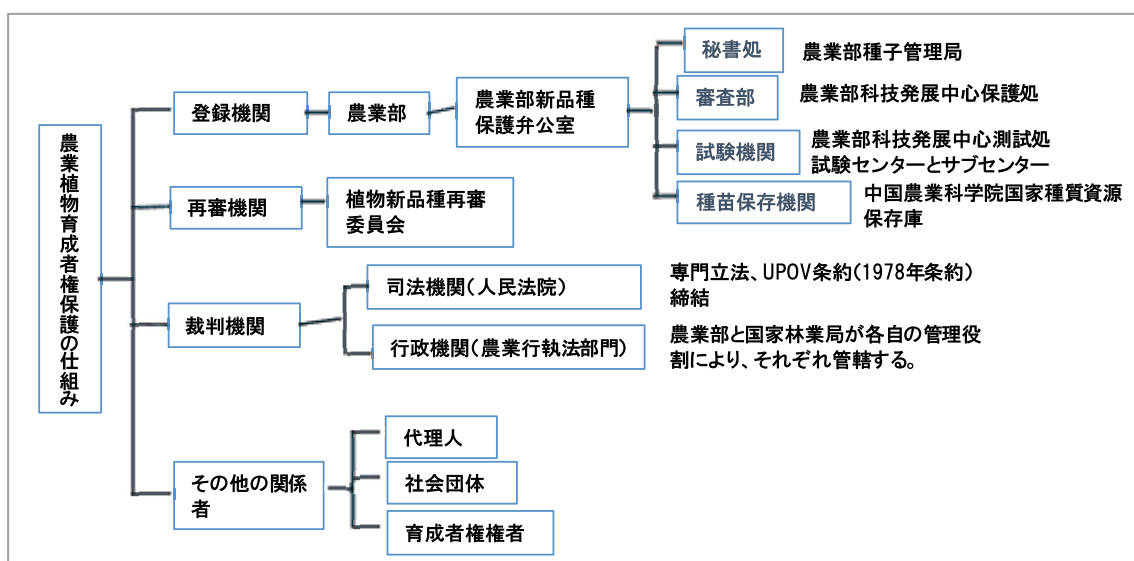
※ 「植物新品種紛争案件の具体的な法律適用問題に関する諸規定」

3 関係組織

(1) はじめに

中国の植物新品種保護制度においては、農業植物については、中国農業部・農業部新品種保護弁公室が担当し、林業植物については、国家林業局が担当している。

(農業植物の植物新品種の保護の仕組み)



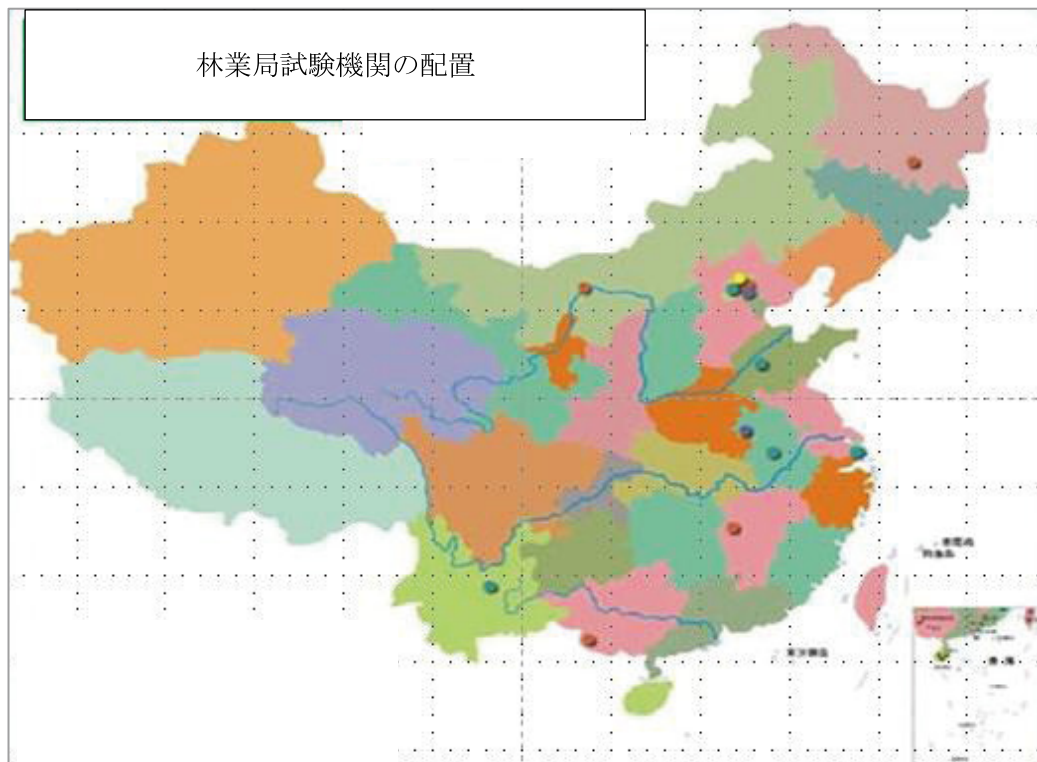
(2) 中国農業部・農業部新品種保護弁公室

農業植物を担当する中国農業部・農業部新品種保護弁公室の下には、DUS試験を行う試験機関(試験スタッフは200名以上、専門的なトレーニングを受けている。)として、農業部科技発展中心測試処試験センター(北京)のほか、27のサブセンター、3の試験ステーションが存在する。



(3) 国家林業局

林業植物を担当する国家林業局の下には、DUS試験を行う試験機関として、北京の本院のほか、5つのサブセンター、5つの試験ステーションが存在する。



注) 試験機関のマークはおおまかな場所を示しており、公式の地図ではない。

4 出願・登録の状況等

出願・登録の件数

ア 農業植物

2014年までの農業植物の総出願件数は13,483件、総登録件数は4,845件であり、2014年の出願件数は1,772件、登録件数は821件である。

なお、農業植物については、近年審査の合理化が図られ、登録件数が増加しているとのことである。

イ 林業植物

2015年8月までの林業植物の総出願件数は1,654件、総登録件数は827件である。



中国農業技術科学院 野菜花き研究所



日本から出願されたミニコショウランのDUS試験



北京市農業林業研究所。食用モモの遺伝資源保存用のほ場